○財務省令第八十五号

塩事業法（平成八年法律第三十九号）を実施するため、塩事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月十八日

財務大臣　麻生　太郎

塩事業法施行規則の一部を改正する省令

塩事業法施行規則（平成八年大蔵省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
別紙様式第２号	**別紙様式第２号**
（日本産業規格Ａ４） 別紙様式第２号（第７条第２項関係） 年　月　日 財務（支）局長殿 商号又は名称 氏　　名 法人の代表者の住所及び氏名 法定代理人の住所及び氏名、商号又は名称 法定代理人の代表者の住所及び氏名 誓　約　書 私は塩事業法第７条第１項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。	（日本産業規格Ａ４） 別紙様式第２号（第７条第２項関係） 年　月　日 財務（支）局長殿 商号又は名称 氏　　名　　㊞ 法人の代表者の住所及び氏名 ㊞ 法定代理人の住所及び氏名、商号又は名称 ㊞ 法定代理人の代表者の住所及び氏名 ㊞ 誓　約　書 私は塩事業法第７条第１項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。